

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

ネットワーク安全審査弁法

(国家インターネット情報弁公室・国家発展及び改革委員会・工業及び情報化部・公安部・国家安全部・財政部・商務部・中国人民銀行・国家市場監督管理総局・国家ラジオテレビ総局・中国証券監督管理委員会・国家秘密保持局・国家暗号管理局令第8号として
2021年12月28日発布、2022年2月15日施行)

第1条 重要な情報インフラのサプライチェーンの安全を確保し、ネットワークの安全及びデータの安全を保障し、国家の安全を維持保護するため、「中華人民共和国国家安全法」、「中華人民共和国ネットワーク安全法」、「中華人民共和国データ安全法」及び「重要な情報インフラの安全保護条例」に基づき、本弁法を制定する。

第2条 重要な情報インフラの運営者がネットワーク製品・サービスを調達し、ネットワークプラットフォームの運営者がデータ処理活動を展開する場合において、国家の安全に影響し、又は影響する可能性があるときは、本弁法に従いネットワーク安全審査を行わなければならない。

前項に定める重要な情報インフラの運営者及びネットワークプラットフォームの運営者は、当事者と総称する。

第3条 ネットワーク安全審査は、ネットワーク安全リスクの防止と先進技術の応用促進との組合せ、過程の公正性・透明性と知的財産権保護との組合せ、事前審査と持続的な監督・管理との組合せ及び企業による承諾と社会による監督との組合せを堅持し、製品・サービス及びデータ処理活動の安全性、もたらされる可能性がある国家の安全リスク等の方面から審査を行う。

第4条 中央ネットワーク安全及び情報化委員会の指導下において、国家インターネット情報弁公室は、中華人民共和国国家発展及び改革委員会、中華人民共和国工業及び情報化部、中華人民共和国公安部、中華人民共和国国家安全部、中華人民共和国財政部、中華人民共和国商務部、中国人民銀行、国家市場監督管理総局、国家ラジオテレビ総局、中国証券監督管理委員会、国家秘密保持局及び国家暗号管理局と共同で国家ネットワーク安全審査業務メカニズムを確立する。

ネットワーク安全審査弁公室は、国家インターネット情報弁公室に置かれ、ネットワーク安全審査関連の制度規範の制定及びネットワーク安全審査の組織について責任を負う。

第5条 重要な情報インフラの運営者は、ネットワーク製品・サービスを調達する場合には、当該製品・サービスの使用開始後にもたらされる可能性のある国家の安全リスクを事前判定しなければならない。国家の安全に影響し、又は影響する可能性がある場合には、ネットワーク安全審査弁公室に対しネットワーク安全審査を申告しなければならない。

重要な情報インフラの安全保護業務部門は、当該業種・当該領域の事前判定指針を制

定することができる。

第6条 ネットワーク安全審査を申告する調達活動について、重要な情報インフラの運営者は、調達文書、合意等を通じて、製品・サービス提供者に対し、製品・サービスの提供に係る便宜条件を利用してユーザーのデータを不法に取得したり、ユーザーの設備を不法にコントロール及び操作したりしないこと、正当な理由なく製品の供給又は必要な技術サポートサービスを中断しないこと等の承諾を含め、ネットワーク安全審査への協力を要求しなければならない。

第7条 100万を超えるユーザーの個人情報を掌握しているネットワークプラットフォームの運営者は、国外で上場する場合には、ネットワーク安全審査弁公室に対しネットワーク安全審査を申告しなければならない。

第8条 当事者は、ネットワーク安全審査を申告する場合には、次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

- (一) 申告書
- (二) 国家の安全に影響し、又は影響する可能性があることに関する分析報告
- (三) 調達文書、合意、締結予定の契約又は提出予定の新規株式公開（IPO）等の上場申請文書
- (四) ネットワーク安全審査業務に必要なその他の資料

第9条 ネットワーク安全審査弁公室は、本弁法第8条の規定に適合する審査申告資料の受領から10業務日内に、審査が必要であるか否かを確定し、かつ、書面により当事者に通知しなければならない。

第10条 ネットワーク安全審査は、関連する対象又は状況の、次の各号に掲げる国家の安全リスク要素を重点的に評価する。

- (一) 製品・サービスの使用後にもたらされる、重要な情報インフラが不法にコントロールされ、妨害を受け、又は破壊されるリスク
- (二) 製品・サービスの供給中断による重要な情報インフラの業務の連続性に対する危害
- (三) 製品・サービスの安全性、開放性、透明性、供給源の多様性、供給ルートの信頼性及び政治、外交、貿易等の要素のために供給中断に至るリスク
- (四) 製品・サービス提供者による中国の法律・行政法規・部門規則の遵守状況
- (五) 核心データ、重要データ又は大量の個人情報が窃取、漏洩、毀損及び不法に利用又は不法に国外移転されるリスク
- (六) 上場に存在する、重要な情報インフラ、核心データ、重要データ又は大量の個人情報が外国政府により影響、コントロールされ、又は悪意をもって利用されるリスク及びネットワーク情報の安全リスク
- (七) 重要な情報インフラの安全、ネットワークの安全及びデータの安全に危害を及ぼす可能性のあるその他の要素

第11条 ネットワーク安全審査弁公室は、ネットワーク安全審査を展開する必要があると認める場合には、書面による通知を当事者に発出した日から30業務日内に、審査結論提案を形成すること並びにネットワーク安全審査業務メカニズムの成員単位及び関連部門に審査結論提案を送付して意見を求めることを含め、初歩的な審査を完了しなければならない。状況が複雑である場合には、15業務日延長することができる。

第12条 ネットワーク安全審査業務メカニズムの成員単位及び関連部門は、審査結論提案

を受け取った日から15業務日内に、書面により意見を回答しなければならない。

ネットワーク安全審査業務メカニズムの成員単位及び関連部門の意見が一致する場合には、ネットワーク安全審査弁公室は、書面形式で審査結論を当事者に通知する。意見が一致しない場合には、特別審査手続に従って処理し、かつ、当事者に通知する。

第13条 特別審査手続に従って処理する場合には、ネットワーク安全審査弁公室は、関連単位及び部門の意見を聴取し、深く掘り下げた分析評価を行い、審査結論提案を再度形成し、かつ、ネットワーク安全審査業務メカニズムの成員単位及び関連部門に意見を求め、手続に従って中央ネットワーク安全及び情報化委員会に報告し承認を受けたうえで、審査結論を形成し、かつ、書面により当事者に通知しなければならない。

第14条 特別審査手続は、通常90業務日内に完成しなければならない。状況が複雑な場合には、延長することができる。

第15条 ネットワーク安全審査弁公室が補充資料の提供を要求した場合には、当事者及び製品・サービス提供者は、これに協力しなければならない。補充資料提出の期間は、審査期間に算入しない。

第16条 ネットワーク安全審査業務メカニズムの成員単位が国家の安全に影響し、又は影響する可能性があることを認めるネットワーク製品・サービス及びデータ処理活動については、ネットワーク安全審査弁公室が手続に従って中央ネットワーク安全及び情報化委員会に報告し承認を受けたうえで、本弁法の規定により審査を行う。

リスク防止のため、当事者は、審査期間中にネットワーク安全審査の要求に従って、リスクの予防・低減措置を講じなければならない。

第17条 ネットワーク安全審査に関与する関連機構及び人員は、知的財産権を厳格に保護し、審査業務において知った商業秘密及び個人情報、当事者及び製品・サービス提供者が提出した未公開資料、並びにその他の未公開情報について秘密保持義務を負わなければならない。情報提供者の同意を経ずに、関係者以外に開示し、又は審査以外の目的に使用してはならない。

第18条 当事者又はネットワーク製品・サービス提供者は、審査に係る人員が客観性・公正性を欠き、又は審査業務において知った情報について秘密保持義務を負うことができないと認める場合には、ネットワーク安全審査弁公室又は関係部門に通報することができる。

第19条 当事者は、製品・サービス提供者に、ネットワーク安全審査において行った承諾を履行するよう督促しなければならない。

ネットワーク安全審査弁公室は、通報を受ける等の形式を通じて、事前事中事後の監督を強化する。

第20条 当事者が本弁法の規定に違反した場合には、「中華人民共和国ネットワーク安全法」及び「中華人民共和国データ安全法」の規定により処理する。

第21条 本弁法において「ネットワーク製品・サービス」とは、コアネットワーク設備、重要通信製品、高性能計算機及びサーバ、大容量ストレージ、大型データベース及びアプリケーションソフトウェア、ネットワーク安全設備、クラウドコンピューティングサービス、並びに重要な情報インフラの安全、ネットワークの安全及びデータの安全に対して重要な影響を有するその他のネットワーク製品及びサービスを主にする。

第22条 国の秘密情報に関わる場合には、国の関係する秘密保持規定によって執行する。

国がデータ安全審査及び外商投資安全審査に対して別段の定めを有する場合には、同時にその規定に適合していなければならない。

第23条 本弁法は、2022年2月15日から施行する。2020年4月13日に公布された「ネットワーク安全審査弁法」(国家インターネット情報弁公室・国家発展及び改革委員会・工業及び情報化部・公安部・国家安全部・財政部・商務部・中国人民銀行・国家市場監督管理総局・国家ラジオテレビ総局・国家秘密保持局・国家暗号管理局令第6号)は、同時に廃止する。

(法令原文名称：网络安全审查办法)